

令和4年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士団連絡会、全国ハンセン病患者入所者協議会及びハンセン病患者家族訴訟原告団（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和4年9月27日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 本年年度の追悼式において、政府関係者等の来賓の中途離席者が多数生じたことにつき、厚生労働省はこれを遺憾とし、次年度以降同様の事態が生じないよう、出席者への要請を行うとともに、式次第を事前に統一交渉団に提示し、協議を行う。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状況及び民間医療機関等に比較して給与等の経済的処遇の格差が大きいために欠員を生じる要因となっており、この間の取組により、松丘保養園、長島愛生園及び大島青松園における副園長の配置並びに奄美和光園における特命副園長制度の活用がなされたところである。しかしながら、上記欠員の解消に至らない状況（副園長の確保に至らない療養所があることを含む。）を踏まえ、厚生労働省は、引き続き医師の初任給調整手当及び宿日直手当の改善、電子カルテ導入、医師派遣元大学等への協力金支給等の施策実施のために必要な要求を最大限行うとともに、上記要因による問題の解消が容易ではない状況を重く受け止め、統一交渉団とも協議しつつ、今後の施策検討に当たっては必要な関係者及び関係機関と連携しながら課題解決に向けた取組を強化し、医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進展等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること等を踏まえ、定員に関する要求及び雇用継続職員の増員の実現など、引き続き良好で平穏な療養体制の充実に必要となる人員を確保する。三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を設ける。
- (3) 国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用並びに定員内の職員の退職後及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、効果的な募集方法等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、各施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できる運用を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。
- (4) 国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充については、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航について、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組むとともに、運航関連施設の早期整備に向けて関連自治体

等と連携してこれを進める。入所者の療養環境を確保するため、荒天等による欠航が生じた場合に必要ない人員体制等を検討し、令和4年10月からこれを運用する。

(6) 国立ハンセン病患者療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、入所者の意向を踏まえつつ、入所者の家族及び地域社会との交流の重要性という観点も踏まえた方策の検討のため、協議の機会を設ける。

(7) 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病患者療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議、並びに国立ハンセン病療養所の委員会組織の外部委員に対する研修について、各々可能な限り早期に実施できるよう必要な事項を協議する。

国立ハンセン病療養所の人員配置や組織体制に関しては、国立ハンセン病療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事業を進めるに当たっては、全国ハンセン病療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。

(8) 国立ハンセン病療養所における新型コロナウイルス対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のため万全の対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、感染防止対策及び感染症に係る医療提供体制の確保、並びに地域との交流の面立に努める。これらの課題に関する意見交換の場を設けることを検討する。

3 (1) 地域において、足底穿(せん)孔症、知覚麻痺(ひ)等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現する。また、回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定が行われるようにするため、相談支援事業の分析を踏まえ、必要な情報提供を積極的に行う。

特に、沖縄県において充実した支援体制を構築するため、退所者の会、沖縄県ゆづりな協会、自治体等の関係者との意見交換を行う。

(2) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現する。

また、全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家を配置する。特に、回復者の多い沖縄県においては、十分なソーシャルワーカー等を配置し、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図る。さらに、再入所の原因を分析し、相談支援体制の充実を図る。

回復者等が講演する場合に次年度から会場費等の費用についても事業の対象経費として追加すべく、最大限努力する。

(3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を早急に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。

(4) 退所者・非入所者の実情を把握するため、現況届に同封したアンケート調査について、年度内に結果を報告するとともに、各地での聞き取り調査を検討する。

4 (1) 歴史的建造物等の保存について、ワーキンググループ開催等の取組の進まない療養所に対しては、引き続き状況を聞き取りながら、他の療養所での積極的取組例を紹介するなどして、しっかりと支援をしていく。

(2) 歴史的建造物保存等検討会については、年内を目的に後任座長の選任及び委嘱手続きを行い、検討会の年内開催ができるようできるだけ努力する。

(3) 社会交流会館の学芸員等については、各療養所の実情と希望に応じ、今後も配置を進めていく。配置枠があっても実際の学芸員配置が進んでいない現状については、療養所所在地からの募集を中心に対応しつつ、統一交渉団と厚生労働省との間で社会交流会館に関する協議を行い、学芸員の身分の安定等を含め、配置を進めるための対応策を検討する。

また、社会交流会館に関する協議の方法については、現地に赴く対応も含めて、統一交渉団と相談する。

(4) 厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」については、同省の進める施策と方向性を共有しているものと理解し、必要な協力と調整を行っていくものとする。

5 引き続き、療養所の医療、介護体制の整備及び充実を図るとともに、療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることとを確認し、統一交渉団との意見交換会を継続的に開催して、その具体的内容について協議、検討する。

6 (1) 「癩病患者並血統家系調」の流出問題については、長野県が行った調査の結果を踏まえて、都道府県に対し、ハンセン病に関する公文書の管理・保管状況についての調査を行うよう要請するとともに、その結果に基づいて、今後の在り方について、統一交渉団との間で協議する。

(2) 療養所に存在する公文書の保管問題について、厚生労働省としても放置できない問題であると認識し、菊池恵楓園歴史資料館が歴史資料等保有施設の指定要件を満たしているか内閣府に対し確認を進めるとともに、統一交渉団との間で早急に意見交換の場を設置し、今後の在り方についての具体的な方向性を検討する。

7 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

(2) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別的解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

講師等派遣事業については、より広く、きめ細やかに実施できるよう、次年度から会場費等の費用についても事業の対象経費として追加すべく、最大限努力する。

なお、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

(3) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、家族及び弁護士団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うつつ、相談体制の整備及び充実を図る。

(4) 家族補償法に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析するとともに、家族及び弁護士団等の関係者と協議・意見交換を行い、制度の更なる周知広報等を行うよう最大限努力する。

令和5年4月10日

統一交渉団

代表

志村 康

ハンセン病問題対策協議会座長

厚生労働副大臣

伊佐 道一

